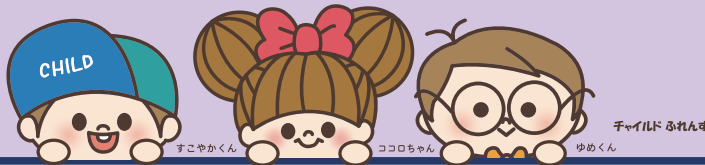




～ チャイルドの経営コンサルタント監修による～

# 選ばれる園に なるための メルマガ

株式会社 幼保経営サービス・コンサルティング部



## 社会福祉法人役員（理事・監事）改選のポイント

(株)幼保経営サービス コンサルティング部では、法人・園の経営・運営の悩み事に対応しています。チャイルドグループの各事業部のノウハウを Q&A 形式でお届けします。

Q

今年6月の定時評議員会終了を以て役員任期が満了となりますが、改選にあたっての留意点を教えてください。

前回の役員改選から2年が経ち、役員改選に伴う諸手続きが必要となりますが、留意すべきポイントを教えてください。改選にあたって役員候補者から徴求すべき書類や、5月から6月にかけて開催する理事会や評議員会との関連について具体的に教えてください。

A

今年は多くの法人で理事・監事の改選が必要となりますが、以下の点にご留意ください。

### ① 決算理事会

決算理事会(5月頃)にて次期役員候補者(理事・監事)として決議を採ります。候補者から、誓約書、履歴書、就任承諾書を徴求します。尚、監事については新旧に関わらず在任監事の同意が必要となるため、全監事の記名押印のある議事録が作成されない場合は、別途同意書面が必要となります。

### ② 定時評議員会

定時評議員会(6月頃)にて決算理事会にて決議された役員候補者の選任について審議、決議を採ります。

### ③ 理事会(理事長選任)

定時評議員会にて承認された理事・監事によって理事長選任のための理事会を速やかに開催し、理事長を選任します。理事長選任後2週間以内に法人の変更登記(理事長)が必要となりますが、登記にあたっては理事長選任理事会の議事録添付が必須です。



### 事業部紹介

#### 株式会社 幼保経営サービス 会計事業部

平成16年7月にチャイルド社の関連会社として発足。認可保育所、認定こども園等における日常の仕訳処理から決算報告書類の作成までの会計業務全般、さらには理事会や評議員会の運営・書類点検など法人運営に関わる部分を含め、園の業務を強力にサポート。現在東京本社その他、札幌、盛岡、新潟、大阪、広島、福岡、熊本を拠点に国内全域をカバー。



株式会社 幼保経営サービス

コンサルティング部 ディレクター 東京弁護士会所属 柴田 洋平(弁護士・保育士)

TEL 03-6915-1910 Email yohokeiei\_consulting@child.co.jp

HP <https://www.ans.co.jp/youho/consult.html>

